3月24日(火)に学位記等を受領する場合の注意事項について

3月24日(火)に学位記を受領する場合は、下記の事項に十分に留意してください。

春休みに海外等に渡航した学生について

別紙のフローチャートにしたがって、対応してください。

また、帰国したら「帰国報告届(学生用)」を経済学務係まで、メール添付で提出してください。

様式は「(全学通知)新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わる対応について」 に掲載しています。

来学するにあたっての注意事項

・海外渡航を行っていない場合でも、<u>風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、学校保健安全法又は本学就業規則等により、出席停止又は自宅待機</u>とします。風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養が原則になりますので決して無理をしないようにしてください。

また、学位記を受領するために来学する際は、マスク着用のご協力お願いします。

学位記受渡日時

日時 3月24日(火)

10:00~12:45, 13:45~17:00

※学生証と引き換えとなりますので、必ず学生証を持参してください。

※上記の日時以降は以下の時間帯で経済学務係の窓口でお渡しします。

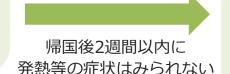
平日8:30~17:00(12:45~13:45を除く。)

海外渡航を行っていた場合のフローチャート

感染症危険情報の 危険レベル3の国・地域への渡 航歴・滞在歴のある者、 又は同危険レベル3の国・ 地域在住の方と接触があった者 帰国後2週間以内に 発熱等の症状はみられない 帰国後2週間は外出を控え、自宅に滞在してくださるようお願いします。この間の授業や試験の欠席の扱いについては、所属学部・大学院へ確認してください。なお、この間に発熱と呼吸器症状が出現した場合は、下記の対応をとってください。

帰国後2週間以内に 37.5度以上の発熱 または呼吸器症状がある 最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話相談して指示を受けてください。医療機関を受診するよう指示を受けた場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、事前に当該医療機関に連絡した上で速やかに受診してください。そして、医療機関を受診した結果を保健管理センターに伝えてください。

感染症危険情報の 危険レベル2の国・地域から 帰国し、同危険レベル3の国・ 地域在住の方と接触がない者



帰国の時点で発熱や呼吸器症状がない場合でも、**帰国後2週間は検温等の健康観察を行ってください。**なお、この間に発熱と呼吸器症状が出現した場合は、上記の対応をとってください。